○文部科学省告示第三十六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二（第二条関係）

名称	位置	備考
［略］	［略］	［略］
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
江西インターナショナルスクール	愛知県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
Ｋｙｏｔｏ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｃｈｏｏｌ	京都府	ミドルスクール課程の第五学年並びにハイスクール課程の第一学年及び第二学年の課程に限る。
［略］	［略］	［略］

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30212	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					

改正前

別表第二（第二条関係）

名称	位置	備考
［同上］	［同上］	［同上］
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
［同上］	［同上］	［同上］

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）						
30212	茨城	医療法人社団愛友会勝田病院	1.0063	0.0516	0.0254	0.0000
（略）						

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年三月一日から施行する。

○厚生労働省告示第五十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）